

事業主様

愛知県情報サービス産業健康保険組合理事長
(公印省略)

平成29年8月以降の健康保険法改正について

平素は当組合の事業運営につきましては、格別なるご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
平成29年8月以降、健康保険法が下記の通り改正されますのでご案内いたします。被保険者の方にも周知していただきますよう、お願い申し上げます。

記

施行期日 平成29年8月1日

・高額療養費制度の一部見直し

負担能力に応じた負担を求める観点から、70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額について見直されます。70歳未満の方については、変更ありません。

所得区分	1カ月の自己負担限度額			平成29年8月から	
	個人ごと (外来)	世帯ごと (入院を含む)		個人ごと (外来)	世帯ごと (入院を含む)
現役並み所得者 (標準報酬月額 28万円以上)	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 【多数該当 44,400円】※1	➡	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 【多数該当 44,400円】※1
一般 (標準報酬月額 26万円以下)	12,000円	44,400円		14,000円 (年間14.4 万円上限)※2	57,600円 【多数該当 44,400円】※1
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (所得が一定以下)		15,000円			15,000円

※1 過去12カ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の4回目以降の限度額

※2 1年間(8月から翌年7月)の外来の自己負担限度額の合計額に、年間144,000円の上限が設けられます

施行期日 平成29年10月1日

・入院時の居住費の見直し

医療療養病床に入院する65歳以上の方が負担する生活療養標準負担額のうち、居住費(光熱水費相当額)が見直されます。

区分	負担額(1日あたり)		負担額(1日あたり)
以下のいずれにも該当しない方	320円	➡	370円
医療の必要性の高い方※3(指定難病患者を除く)	0円		200円
指定難病患者 ※4	0円		0円

※3 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

※4 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第5条第1項に規定する指定難病の患者